

Title	里見学校日誌 : 学校の経営
Sub Title	The journal of Satomi Gakko
Author	名倉, 英三郎(Nagura, Eisaburo)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1967
Jtitle	哲學 No.50 (1967. 3) ,p.433- 452
JaLC DOI	
Abstract	In 1872 (5th year of the Meiji era), a primary school was to be founded at every school district by a local government in accordance with a national compulsory education system, Gakusei. However, because there was no financial support from the state, the inhabitants of school district had to bear a fund for establishment. And, because a system of school administration was not yet settled, the representatives of them and members of school board had to conduct a school directly. At the time of starting of a national compulsory education system, which was established for Japan to develop as a modern country, the inhabitants of school district were forced to make efforts both mentally and materially to found and manage a school and to promote the spread of education. This paper is the result of my investigation into the actual condition of administration of local primary school and the response of the inhabitants to the educational policy during the time from 1876 to 1883 (from 9th year to 16th year of the Meiji era) through the journal of Satomi Gakko (school) in the south of Nagano Prefecture.
Notes	第五十集記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000050-0442

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

里 見 学 校 日 誌

— 学 校 の 經 営 —

名 倉 英 三 郎

筑摩県権令永山盛輝は明治五年二月管下に「学校創立告諭書」を布達する。すなわち国家富強のため人民の智力才徳を磨くこと緊急なるが故に、人民たるもの力を積み財を出し早急に学校をして盛んならしめるべきを諭し、官費を仰がず有志の者私費をもって学校を興すべしと告げ、「学校入費金差出方取計振」をもって学校基金徵募の方法に加入金（後に元資金）の制あることを示す。管内各郡は県の学事振興の挙に応えるため郡毎に学校世話役を命じ、急拠郷学創立の計画を立て答申する。

伊那郡の学校世話役は六月二十四日、学校創設の請書と建言書を県に提出した。

伊那郡名子、上新井、古町、竜口、上平、北駒場、同新田、山吹の八カ村は五年四月の区制制定により第百四十一小区となっていたので、小区の学校世話役三十名が村吏と協議、加入金の額を六百両と定めた。加入金は学校設立維持のため住民が貧富に応じて負担すべき資金で、その金額は差出さず手元に留め置く。結局学校が住民に預け置くという形をとり、一割五分の利足を拠出させるものであった。すなわち第百四十一小区八カ村の加入金利子は年額九十両となる。これをもって一校を経営をするのである。

七月に名子村中島氏の居宅を六十両で買い取り、教場として整えるための諸道具、修繕に合せて二十両二朱を支出した。五年の支出として他に三

十八両三分三百五十九文の入用があったが、これは教員の訓導補、句読掛、習字掛の三名の給料と薪炭費などであった。合計百十八両二朱三百五十九文であった。

加入金利足分だけでは二十八両余り不足するので、加入金の高に応じて各村に割当て、加入金利足とともに名子三十六両、上新井二十三両、古町と竜口はともに十二両二分、上平八両、北駒場九両、同新田六両、山吹十四両の負担とし、百二十両を積んだ。学校創立の初年度は半期であったにも拘らず三十両が加算されたのである。「学校入費金差出方取計振」には「県庁ヨリモ学校費用之内ヲ補助シ」とあるが、補助金の交付もなく、またそれを求める事もなく、民費によって為されていたのである。

この学校は県内三十四番に当るところから第三十四小校と称した。

県は就学を勧めるために通学を容易ならしめようとして学校の分離増設を図る。これにより第三十四小校においても四校に分離する計画がもたれ、先づ地区（六年三月より第十八大区六小区と改められる）の東側上新井村に新々学校がおかることになり、法蓮寺を教場として六年四月に開業した。

この頃県は学制（五年八月頒布）に準ずる小学校の設立を急ぐことになり、学区の再編成を行なう。当地区は第二大学区、第十九中学区に属し、山吹第三十二小学区、竜口第三十三小学区、北駒場第三十四小学区、上新井第三十五小学区、古町第三十六小学区、名子第三十七小学区となる。

行政区の再編と公立学校設立の計画とが重なり、第三十四小校は、四月開校の新々学校（八年に新井と改称）のほか、八月には竜西（八年に里見と改称）、桑園、棣棠（八年に山吹と改称）と分離する。筑摩県学則による小校の開設期間は僅か一年に過ぎなかつたが、学制の示す小学校開設のための布石となるものであった。

八年には棣棠学校から新田学校が分れ、里見村（町村合併により八年一月から）には五校がおかれる。

教育令の改正（十八年八月一日太政官布告第二十三号）によって学校の整理が行なわれる十九年三月まで五校は存続し、その四月に里見学校を元大島学校と改称して本校とし、新井、桑園、山吹の三校を支校とすることになり、次いで二十二年には大きく二分されて大島、山吹尋常小学校となる。

「大島尋常小学校沿革誌」によって大島小学校の発足に至るまでの経過を概観したのであるが、この沿革誌と里見学校時代の学校主管人、執事、学務委員の手記になる「里見学校日誌」（九年より十九年まで、十七、十八年を欠く）を資料として同校の経営、特に校舎の建築、維持のための物心両面の経営、制度の改廃に対応するための住民の負担の実態を明らかにしながら、明治初期の教育政策の浸透の様相を素描することを試みようと思う。

なお同校の教員の需給進退については「里見学校日誌——教員を中心として」（小林澄兄博士喜寿記念論文集「日本の教育のゆくえ」所載）において報告した。

第三十四小校は六百両の加入金で発足したが、六月四月には新々学校、八月には桑園学校が元資金三百両を募って独立、棣棠学校も開き、竜西学校は元資金五百両をえて名子村天台宗華嚴寺を教場として創立した。

分校の際、第三十四小校の加入金は一旦各村に返却され、元資金に新規に組み入れられ、また旧校舎その他の財産は売却されて百十五円四十七銭余の金子をえ、一月より八月までの学費二十二円六十四銭余を支払い、九十二円八十二銭七厘三毛の残金があった。これは各校の加入金高に応じて分配され、新学校設立の資金の一部に当てられた。

六年十二月「一校ノ元資必ス千円以上ヲ以テ定額」とすべきことが県より達せられていたが「千円ニ充ツルモノ多シトセス」というのが実状であった。里見村四校といえども定額には及ばなかった。

七年四月、永山権令の管内巡視があり、同月二日上新井村林叟院に近郷の村民を集め学事奨励の説諭があった。里見村においても元資金を石高に応じて積み立てることになり、竜西は千円を加え千五百円とし、桑園は新たに七百円を積んで千円とする。新々、棣棠も千円としたことである。

七年七月竜西学校は教員寄宿所の新築を行なう。建築に七十円を要した。

翌八年七月新校舎建設の計画を立て、間口七間三尺、奥行八間破風造り、費六百八十八円の見積りで十一月に上棟式を行ない、九年五月落成する。実際の建築費は八百六十六円余で、八年のうちに五百五十五円四十銭を支払っている。完成した校舎は六間一尺、八間三尺で、北西隅に床付六畳の上ノ間と八畳の控室（主管人、執事、学務委員の事務扱所）がある。文部省第四年報には「新築公有」と記載されている。

なお当時他校はいづれも寺院を借りており、桑園学校も求名寺を借りて教場に当てていたが、文部省第三年報では「新築公有」とあり、第四年報で再び「旧寺借用」となっている。沿革誌によると七年七月廃寺学区所有とあり、六年に「校舎ノ外囲ニ塗堀ヲ造リ且ツ釘抜門ヲ建」となっているので、改装を新築と見て県が報告したためであろう。

山吹学校は九年に新築に着工していることが知られる（明治九年諸願伺届）。

八年十二月、校名を地名によって称することになり、里見、新井、山吹と改め、桑園は旧称通りとなった。

明治九年

一月五日（学校月番並重立モノ会合）本箱ヲ求ムルヲ談ス談成
廻章箱モ同断

廻章箱とは村内各校へ回状、触状を送るために小夫に持参させる書状箱である。学校備品、消耗品、学用品の購入については世話役の月例、臨時

の会合において議せられている。

またこの一月には地価割による元資金の増募が行なわれ、これまでの千五百円に五百円を加えて二千円としている。

永山権令は八年十一月に筑摩県より新潟県に転じ、参事高木惟矩が県政を継いでいたが、永山の教育行政に対する反動的弛緩を惹起させないため高木参事、県官の巡検が行なわれ、元資増額も奨励された。五年には有志の者による加入金、七年の元資金は石高割、この九年には地価割と一見負担の均衡公平を図るかのように割当ての名目を変えながら、学資金額を増すことを続けていたのである。（学制第九十八章参照）

しかし増額の算定に際して、他村への入作地の分が算えられていないので、それを加算すべき旨が学区取締から指摘された。

学区取締中原豊太郎の日記によると四月十三日、里見村の各校執事、各耕地世話役惣代を集め「越石ノ分学資助成ノコトヲ諭ス」るが「何レモ不平ノ色アリ」「利(理)解更ニ不聞」各耕地惣代は入作地に対する賦課の免除を強く訴えるのであった。

中原学区取締の日記（十月十五日）によると日曜日であったが「大区長ニ訪ニ里見村世話役モ亦来リ新井耕地ト元資金ノコト苦情ヲ鳴ラスニヨリ今一応三耕地示談可成ハアキラメテハ如何」とあるので、三耕地がいづれも自村住民の負担の軽きを望んでいたことが推測される。

五月二十一日 里見学校開校之節岡俊秀公（県官）御派出有之……開校も無滯相整惣方夜ニ入御開ラキニ相成申候

客年十一月に着工した新校舎の落成式の当日であるが、日誌にその盛況を伝える記事は見られない。県官の臨席があったことと祝宴が夜に及んだことを誌しているにすぎない。

八月一日、二日に大工が器械手入とあるが教授器械の修理をしたものであろう。

八月三十一日には各耕地の世話役月番が集り「月末勘定ニ付……立会勘

定イタス」とあり、これは定例の業務であって仕事は時に深更に及ぶことがあった。

またこの日大工を呼び「先生住居処為積」ている。校舎と別棟の教員住宅の新築を計画したのである。この「教員住居仕事初メ」は十一月三日で連日二三人の大工が詰めている。完成には早いその十二日には「今日吉日ニ付先生学校エ引越」をする。工事の終るまで教場の上の間六畳に入ったのである。

十一月二十八日 大工壱人ニ而仕事仕舞切ト申出候

八畳、六畳二間、十三坪の教員住宅ができ上った。

「先生学校エ引越」の翌日十三日には月番連中が談合、七年七月に七十両で新築した教員宿泊所を売却することに決め、十二月七日「今日入礼総方エ申入置」くのであった。結局十七円で落札、同月十四日に引渡しを済ませた。

明治十年

三月十二日 今日ハ学校之器械本買入ニ付……申談シ……石盤本取調
外指物屋申遣シ菓子椀皿茶椀等之箱取扱之件ヲ談ス

三月十三日 学校是迄書籍不残取調記録帳引当ノ合判ヲ調印いたし候
処是迄買入之分少敷紛失無之取調申候

三月十六日 学校藏書控之記書裁

前年十一月学校主管人の制が廃され、執事公選投票規則が定められたことにより、里見学校では三月十五日に執事が任命され、主管人と交替することになった。そのため数日にわたって設備備品などの照合整理が行なわれたのであった。十七日主管人は「今日限り役を引申候」ということになる。

就任した新任執事は申受けた学校備品の点検を行なう。

三月十八日 北原（執事）相詰学校書籍筐ニ入印ヲ定記裁改申候

三月二十日 北原九時出頭学校器械相調記録帳記載いたし候

この規則第十二条によると「小学校執事ノ給料ハ該区ノ学令ヲ教育スヘキ現今定額校資ノ二十分一ヨリ超過スヘカラサル事」とあり「右ニ拠リ当校ハ毎月金弐円ツヽヲ給」(沿革誌)することになった。

四月十一日 校用相勤外色図箱大イニ大破ニ相成候ニ付色図之箱線ノ
箱張申候

学校に交番で詰める執事、副執事は教授器械、用具の修理を自らしており、九年十月の頃にも主管人が「地図置場拵申候」とある。また十二年五月にも「単語図大イニ破連候ニ付修繕いたし申候」とある。

また学区取締の巡校があると子どもが破り散らした教室の障子の張替えもしなければならない。

五月十八日 先生御依頼ニ付校坐鋪之障子張替玄関先生居間迄切張五
時余退校

五月十九日 障子張裏通り仕切迄表側机所際迄之外仕切ハ張リ候

学区内耕地から茶当番が交代で詰めているので、手伝わせもしたであろうが、執事たちが面倒をみなければならなかった。

翌十一年の四月二七日にも「障子座敷より教場不残切張りいたし申候紙不足ニ付一状取寄申候」とあり、また十五年四月にも「障子等も殊ノ外破損シ実ニ見苦敷次第故表廻リハ張替貰度旨」教師より申出でがって紙を購入する。年に一度は張替え、一度は切張りをするのが常のことであった。

七月二十六日 十二時ヨリ大風雨……屋根板片付至急屋根板拵之件……
台風で屋根がめくれ、授業に差支える。執事たちは屋根板、釘の工面、大工、手伝人足の雇入のために奔走する。「無心致し候処学校之事故漸く御承知相成」るというような同情もえられるが、また資材不足となり材料の相場が騰ったため「大キニ高価ト存候得共一般世間相場と申事ニ付無拠相定メ申」(八月三十日付)さなければならないこともあった。

十月十一日 大風荒雨 今日午後一時ヨリ大荒風雨ニ付学校屋根大破
凡五十坪斗也

八月末に漸く修復なったばかりのところ、又屋根大破という始末であつた。五十坪というと校舎の屋根全部といえそうである。

十二日から跡片付け、屋根屋、大工、左官を頼み廻るが、大嵐のあとで多忙を極めており、容易に引受けて貰えず、「今日ハ来リ候積リ之処来リ不申」という日々が重なり、しかも「賃錢増と申事」であった。人寄せばかりでなく、屋根板、釘、壁土の手配もしなければならなかつた。この修理は十一月半までかかった。

風による屋根の破損は恰も年中行事のように起つてゐる。十二年二月二十三日には屋根がめくれ、教場の壁は落ち、三月一日に修理が終つたと思うと翌二日「午后四時頃より大風烈しく吹来リシキリニ大風ニ而学校屋（根）吹マクリ」数人で「漸フセギ申」し、被害なく済ますことができたといふ。その秋十月「三日夜思いノ外大風雨ニテ屋根大破ニ及ヒ（四日）人足引連片附……飯田へ人足相立各々手配大工ヲ頼」み、半カ月かかって修繕を行つた。

十四年の初秋にも「雷雨 猛風吹当校屋根凡ソ五坪程破損セシ」とあり、このときも人手も資材も払底し、修繕に二十日間を要している。

また十二年十一月には戸袋の破損が甚だしく、教場の根太は腐蝕のため落ちるという始末であった。

里見学校の校舎は八百六十六円余をかけて九年五月に落成し、まだ日も浅いにも拘らず毎年大風のために屋根の破損を來たしてゐる。これは屋根が破風造りであったための構造上の欠陥に起因するものであらう。

その都度授業にも支障を來たし、また修理費に少からぬ支出を余儀なくされる。そしてそれはすべて住民の負担に帰せられていたのである。

明治十一年

三月十日 名子耕地畠屋来り過日焼失之上之間之畠直シニ来ル右焼表ヲ今日之糸代外作料ニ引取度由申ニ付示談之上焼表ヲ遣ス依而作料ニ不及候也

教場の上の間六畠は県官の巡視の節は応接間ともなり、学区取締が巡校の折の宿泊にも当てられる。この部屋の畠表の焼失事件については記録されていない。焼跡のある畠表を手間賃代りに引取るというのであるから、炬燵による焼焦げであろう。

五月二十日 昨十八日之風雨ニ付学校布羅布（校旗）之棹ヲ吹キタラシ翌十九日夜右之麻苧之縄ヲ盜マレ候由先生ヨリ嘶シ

九月十日 過日簞笥ノ鍵附引出しへ入置候有金壱錢も無之事務日記にも入費帳にも記載無之ニ付心配仕候

九月十八日 本月六日ヨリ十日迄ノ内ニ簞笥ニ入置候有金紛失十二日ヨリ十三日迄之内金子紛失ニ付今日授業生へ及尋問ニ候

教場に続く事務室にある鍵附引出しから校金が紛失するという事件が起った。八月三十一日に月末の立会勘定を済ませた後、金の出入のない十日間に起ったことである。この事件に関する詳細も処置も誌されていない。

二月十六日 北原区会に出席ニナル
且十八日迄三日之間會議

十一年二月県は「各大区をして学事会を開き、学費賦課法及就学督責のことを議せし」（長野県教育二十二年誌料）める。これにより南第十八大区の学事会臨時會議が飯島学校において三日間にわたって開かれ、これに北原執事が出席する。ここにおいて「学資出途ノ方法、学令男女ヲ就学セシムル方法」（沿革誌）の答議案が議せられた。

「学資出途ノ方法」案は十二条よりなるもので、その要点は次の通りである。

一校ノ学令生徒百人ト見做シ一ヶ年ノ学資金式百円ヲ定度トス

学資出途ハ一戸ニ付三十六錢就学生徒一人ニ付二十四錢ヲ徵収シ其余ヲ動産不動産ニ割合出金セシム

動産調査ハ五保ヲ一組トシ每歳一月伍長投票ヲ以テ該組ヨリ動産勘査委員二名ヲ公選シ一月七月両度伍長ト協議シテ各戸ノ貧富ヲ勘査シ適度ノ等級ヲ分ツ

動産等級ヲ組合スルニハ該区ノ正副戸長執事世話役惣代（毎歳一月世話役中ヨリ二名ヲ公選ス）立会委員ト協議シ出金ノ割合ヲ定ム

不動産調査ハ毎歳一月執事扱所エ出頭シ戸長ト共ニ之レヲ取調出金ノ額ヲ定ム

但小学区内ニ他ノ所有地アルモ該校資ニ充ツルモノトス

戸数并ニ就学生ノ調査ハ毎歳一月四月七月十月ノ四回トス

其生徒ヨリ出サシムルモノハ適宜ノ等級ヲ分テ収入ス

学資ノ徵集ハ年内四度即一四七十ノ月成規ノ如ク該区ノ扱所ニ於テ前集ス

各大区より試案が提出されるが、県は「各大区の成議案小異ありと雖、概ね学費は一学校を学令百人と見做し、一人の学資三円を目的として校費三百円を定度とし、百人以上は一人毎に金弐円を増加するものとし、動産、不動産、学令等に賦課する」（長野県教育二十二年誌料）法を定めた。

南第十八大区においては学令生徒百人に二百円とするのに比して三百円となっており、また南第十九大区の「学令百人トシ内疾病赤貧及事故アル者凡三十人トシ残リ七十人ヲ就学ト見做シ一人ニ付金三円宛ヲ学資トシ一校ノ資額二百十円ヲ以テ定度トス」（明治十一年諸願伺届）るのに比しても県の定額は高かった。

六月六日 先般区議之打合セ有之……集会之義ハ戸数生徒員数取調之資金之処ハ戸数割リ三錢ト就学生二錢ニ引残金動不動産ヘ割賦之分ハ時分物ニ付七月十五日迄日延

南第十八大区の成議案にあるように、戸別に均等に年三十六錢、就学生

徒に対して二十四銭を割当てる。県の学資定額との差額を動産不動産の査定に応じて賦課する。ただしかかる財産は時価で査定しなければならないから日数を要するので期限を延ばそうというのである。

六月十二日 区会成議学令生徒人銘相調書面相認メ扱所ニ差出候

沿革誌によると四百三十八円を見積っている。九年から元資金利子三百円を拠出し、また八年以降の年間出費は三百二十円程度であったから、四百三十八円という金額は無用の金を徒に強制するものであるといえよう。

七月になって動産勘查委員の投票が行われる。動産勘查委員十八名と立会世話役惣代二名が決った。

七月十二日 先頃日延願置候学資出途小前簿差出シ之件未タ不出来ニ付本月三十一日限り日延願新井校と両校ニテ五校惣代差出ス

七月三十日 動産勘查等級人石ニ付（各耕地より）午前八時出頭

七月三十一日 勘査委細世話惣代人名ヲ扱所ヘ執事届け出て

個人の所有財産殊に動産を勘查するという至難な仕事を済ませて扱所へ報告したのであるが、早速この報告について苦情が出る。

八月三日 今般御施行ニ相成候ニ付動産不動産ニ割賦いたし候金額
……入作不動産に割賦之件新井耕地ニ而苦情ヲ申出候ニ付
取締ニ別紙の調書差出し候

八月七日 兼而学資金之件新井校より執事世話役四名扱所より戸長
御出校ニ而午前十時頃より午后五時頃迄御説諭之処決定不
致帰校集会之上十日ニ取締御宅罷出旨申置引取候也 当校
ニ而も名子耕地勘查出金連中夕刻来校ニ而談事之処示談不
行届区会之通り執行致旨名子耕地より取締へ参り申入事ニ
決定候也

八月九日 取締御待申居候処幸ひ御廻リニ付新井入作之件逐一御咄
し上引取申候

八月十日 扱所より出頭之御沙汰ニ付早刻罷出候処学資割賦之義是非動産等級書入割賦可致旨御説諭有之候也

割賦之義明日より取掛るよう決定

八月十一日 学資金賦割之義ニ付（勘查委員出校）昨日扱所御説諭之件協議ニ及ビ候処何分不決先一応ハ過日決定之如く會議ニテ追テ組替迄ニ篤ト勘查し公平ヲ用トス

八月十五日 本日学資割賦小前帳三耕地より差出し候引合セ之処名子耕地差出無之

入作地に対する賦課金はその所在する村の学校資金に組み入れられることになっていたことから、里見学校の学区内に土地を所有している新井学校の学区入新井村の村民に不満があり、また土地の評価に対しても不平が訴えられてくる。こちらの耕地から調書が出てもあちらの耕地から書上げが出ず、勘查委員が病氣という口実で返答を遅らせたり、書類が出ても捺印されておらなかったりという有様で、扱所への提出期限を延ばしに延ばしてようやく八月二十八日に「動産不動仕訳之事」書入れを済ましたのである。

明治十二年

「昨十一年四月区会於テ決議相成入作新井耕地資金出途之件」（十月十九日付）は「区会決議以来一ヶ年半ニ相成」るにも拘らずいまだに争われ決着をみないでいる。入新井村は当座一年間は定則にもとづいて賦課金を負担するが、その後について「都合相立」てることになっていた。ところが「替り無之様決シ候ハハ手数モ有之間敷ニ付其御評決ニ相成」ったため、入新井村の伍長惣代世話役は「戸長殿より何かと申候而も其条少も不承様申上」げるのであった。だがこの問題がどのように解決したかを知ることはできない。

明治十三年

四月二十六日 明後二十八日郡長（船越重舒）御巡廻ニ付出校何彼取斗
ひ候様御沙汰有之引受申置候

四月二十八日 予而郡長御巡廻之当日ニ而……午后二時当校エ御着有之
……世話（役）一同御呼出しえニ而……学校資金利子集金ニ
○不差出事も有之候得共当校ハ如何相成か御尋有之候ニ付
当校ニ於テハ左様之事一人も無之と申上候得ハ夫ハ第一結
構之事ニ候御説諭相済一同承り申戸長も御立会……

入作地の係争は郡役所にも聞えていたであろうし、ここばかりでなく各地に起っていた問題でもあったから質問があったのである。教育費が有志の寄金、戸別、人頭、貧富などで割当てられていたときは、不平不満があったにしても争いが長びくことはないが、土地との関係が生ずると問題は複雑になるのであった。

教育令（十二年九月）第十条により学校執事が廃され、十三年四月に学務委員が命ぜられる。

五月九日、村内五校の学務委員が戸長役場に呼び集められ、戸長から教育令公布により「各校同一之教方ニ相成候か又ハ別々ニ規則相立候か見込可申立様御談事」があった。

県は三月四日教育令第二十二条により「教育令公布ニ就テハ本県従前ノ教則相廢シ更ニ公立小学模範教則凡廿四条相示シ候条該教則ニ拠リ施行候モノハ伺ニ及ハス其旨届出ツヘシ」と達し、「長野県公立小学模範教則」を示していたのである。

「各校之申立ニハ村内五校同一ニ可致様忽方之申立ニ而右ニ付何レ会議相立候様談事有之」こととし、教員はこの日に新井学校に集り試案を作り、十三日に学務委員、教員、戸長が会議をもつこと、十八日に村民の代表（二十五戸に一人の割合、学区内戸数二百五十一戸であるから十人）も加えた会議を開くことを早々に取り決めた。

そして十三日、五校の学務委員、教員が役場に参集し「教則原案起礎(草)学校委員」の互選をして八名を選出、教則原案を議し午後八時に散会する。翌十四日には新井、桑園両校の教員が里見学校へ「教則原案へ増加」の意見を寄せて来る。

十五日「小学教則凡例」を各学校の委員へ配布する。

五月十八日 早朝より出頭戸長教員議員出頭議会有之午後七時退校ニ相成候也

五月十九日 午前十時ヨリ役場へ出張昨日議会教則凡例之内不決分教員立会上申書差出し候

十八日に教則の成案をまとめるために集ったが結論をられず、翌日未決の箇所を補って役場へ提出した。

七月二十七日、県より公立小学校教則伺書式が達せられる。

八月二十日 役場ヨリ達ニ付岡頭之処先般上申候教則ニ付教員談事之上来ル二十三日当校へ集合と決定

五月十九日に提出した五校の小学教則について県から何かの訂正補足が求められたのであろう。しかし二十三日の里見学校における集会に関する記事はえられない。

県下各校からさまざまな教則が上申された模様で、「今般更ニ改正候」長野県公立小学模範教則二十四条が達せられることになった。「該規則ニ拠ルモ多少ノ変換ヲ為シ或ハ別ニ教則ヲ要スルモノハ……可付」(沿革誌)とのことであったが、五校の教則が県の模範教則に拠ったか、変更を加えたかについては不明である。

十月二十一日 戸長役場ヨリ学務委員給料壹ヶ年高取調候様御達ニ付二十四円ト書上候也

学務委員の手当は月額二円であるが、十五年になっても同額であった(沿革誌 十五年二月)。この頃は教員は一年契約で、契約更新或いは新任の際は前年より一円程度値上りするのが常であったが、執事、学務委員の

手当は据置かれていた。村民の拠出する学費から支給されるという事情がこの人たちの昇給、値上げを許さなかったのである。

明治十四年

七月三十日 本月ハ授業生不参等アリ元資利子残余アルヲ以テ各月番
まで本月に限り半利子ニスヘクヤ且ツハ悉皆取集不事ノ予
防ニ措置ヘクヤト談事シニ各月番申而ハ悉皆取集ルヲ可ト
申ニ就キ其意ニ決ス残余金八円九十八銭五厘アリ

学資金は支出額を上廻っており、また十三年度からは文部省補助金のほかに地方税小学補助金も少額ながら配付されることになったので残金が生ずるようになったのである。予備費を貯えることも必要であったし、それよりも徴集の手を緩めてはならないことであった。

残余金八円九十八銭五厘アリ三円平沢までかし渡し残ル
五円九十八銭五厘知久殿エ貸渡ス

八月三十一日 本月末勘定ヲナシ諸受払ヲナシ残金七円一厘松尾江貸附
クル

残余金を世話役、教員が借受けている記事がところどころに見られる。このような慣習も校費が民費に依存し、その経理も住民に委ねられていたことから生じたものであろう。

十月十一日戸長役場から「大野（誠）長野県令巡村途中山吹里見両校エ立寄可有之カモ難計旨」報じられる。学務委員は「休間ニ先生始授業生一同ヘ生徒之行儀等一際宜敷致度旨懇談」し、「生徒父兄ニ於テモ欠席無之様精々出校為致度旨」を月番世話役へ廻章をもって報知する。翌日は人を頼んで障子の張替えをと慌しく準備に明け暮れる。十四日「教場見廻り」のところへ「県令御立寄ハ無之……昨十三日御帰県之御様子」と伝えられる。

明治十五年

小学校教則綱領（十四年五月）が布達されると、長野県はこの教則、時間表に準拠して十五年六月から実施することを命じた（四月二十六日県甲第六十一号）。「但教授ノ都合ニヨリ本文期日ヨリ実施難致分ハ八月三十一日限リ必ズ本則ニ拠ラシムベシ」

五月十七日 昨十六日戸長役場ヨリ郡役所ヨリノ達シ中学校設立ニ付テハ翌六月中ヲ以テ開校ニ相成ニ付戸長役場へ学務委員ニ於テ精々尽力小学卒業生ハ無論学力相当ノ者ハ入校致サスヘキ旨達シニナル

里見学校は下等小学八級から一級、上等小学七級までの五年課程であったから、日誌でいう中学校は教則綱領の中等科の上級と高等科を指すものであろう。

就学率が七〇%ではあるが出席率は低く、上等小学も八級生は不在という状態のところへ更に中等科、高等科を設けようというのであるから、学務委員と教員と「票（評）議ナス処何分差当リ目（見）込モ無之ナレ共々尽力スル事ヲ約」するという消極的な結論しかえられなかつたのもやむをえないことであった。

六月一日よりの実施は到底望むべくもなかつたが、「八月十五日ヨリ本県領布ノ小学校教則ヲ実施ス」（沿革誌）る。十八日「初等科卒業試験ニ付新井校先生臨席依頼ス」とあって、新しい教則への切換えははやばやと行われたのであった。

しかし月番世話役の集会では、「今般御達之学校規則替之事件ニ付ハ小学高等科まで設立方ニ取計可申か又中等科迄見込ヲ以テ伺可申かヲ談ス中等科迄之見込ニ致度旨」（九月三十日付）決定を見た。また十月十日の世話役惣代の集会においても「学校設立伺ハ中等課ト定メ」ており、高等科をおくことは考慮されていなかつた。

だが教員を確保するために高等科をおかなければならなくなつた。赴任

を交渉中の相手が「高等課ニ無之而は不來趣尤高等課見込ナレハ相勤而も宜敷旨述ル」ので、十三日に改めて協議し「高等課宜敷旨申述極リ」と決定する。教員獲得のために遂に高等科の設置に踏切らざるをえなかつたのである。このようにして里見学校は村内で高等科をおく唯一の学校となり、後日本校となる（十九年）基礎をここに築いた訳である。（「日本の教育のゆくえ」五一九頁参照）

一月二十三日、県は町村立学校私立学校等の設置廃止規則を定め、甲第三号で「学令生徒百名迄一名ニ付金三円ヲ、其余何名ニ而モ一名ニ付金貳円五十銭之割ヲ以テ」（八月二十七日付）学資金を積んで新規に設立伺を出させる。十一年の学資賦課の二円よりも多額の金を用意しなければならなくなつた。これの実施も七月一日よりとなつたが、里見学校は九月末日まで延引を願出る。この年の学令生徒は二百二十六名であったから六百十五円となるが「六百円之目途」（十月十日付）を立てる。その結果「是迄之資金へ倍増」し、負担は倍することになつた。

そのため各耕地から減額して負担を軽減してほしいとの陳情が出る。

十月十五日 高等課ニ否無之候へ共元資金方是迄之五割増位トシテ一

応学校之設立相成様致度見込ナル由懇々依頼此金四百五十円ヲ学資ニ当ル然レトモ先般申談ル六百円ハ概算ノミ故精々節儉ニシテ十六年ニ至リ何程位ニ而相済カ予算之次第ニ
仍テ御相談可申旨答ル

これまでの学資金の五割増程度の四百五十円にとどめておきたいというのである。

ところで十一年には学資金四百三十八円を計上していた（311頁参照）ので、「六百円之目途是迄之資金へ倍増」「元資金之是迄之五割増位……此金四百五十円ヲ学資ニ当ル」というのでは計算が合わないことになる。十一年には四百三十八円と届出たのであるが、十二年、十三年（十四年は不明）とも年間経費は三百二十円前後であったから、実際には略々同額を集めて

いたので、六百円は倍増、四百五十円は五割増となるのである。

「先般申談ル六百円ハ概算ノミ故精々節儉ニシテ十六年ニ至リ何程位ニ而相済カ予算之次第ニ仍テ御相談可申旨答」えて耕地惣代に理解を求め、結局二十一日に高等科を新設するために「少く増加額之処アリテ有増取極ル」ことに結着した。

明治十六年

四月十八日 学資金増額各耕地出金額ノ義昨年松尾（動産勘查）委員ヨリ設立伺資金増額等談事有之候砌右ハ勿論旧額ニ依リ各耕地限リ拠出スヘキ旨已ニ談決相成リ居候事ニ承知ノ処名子耕地等ニアリテハ未タ判然確定ノ義承知無之趣ニ付該件之実ニ重要ノ点ニ付更ニ談事確定ノ事

学務委員、各耕地惣代の集会において学資金増額の件が議せられたが「午後十時頃ニ至ツテ未タ決定ニ運ヒ兼」ね、更めて討議することになった。二十二日にも談合なされたが「不日学区会ヲ開キ會議ノ決議ヲ得テ施行ス」ることとしてまたも結論は見送りとなる。

各耕地とも倍増には反対で「名子耕地は予テ月並之五割増シ振合ニ取纏候得とも他耕地ハ其金無之ニ付同様五割増位之振合」（五月三十一日付）ということで、従来の利足三百円に五割増ならばまとまる様子である。

新井学校は十五年十一月、桑園（十四年に大島と改称）学校は十五年十二月に設立伺を出してその年のうちに認可されていたのであるが、里見学校においては十五年春以来悶着を続けていた。

六月以降この問題に関する日誌記事は見られなくなるが、七月二十八日によようやく村立里見学校の設立伺を出したのである。

学費収入	九百二十八円 五十銭
戸数割	二百 二円 四十銭
地価割	五百八十四円三十五銭

学 令 割	百三十九円 七十銭
生徒授業料	百 二円
支 出	九百二十八円 五十銭

沿革誌には以上のような出納が記載されている。収入額は戸数割、地価割、学令割の和で、生徒授業料は含まれていない。二円の計算の違いがみられる。生徒授業料は一ヶ月五銭の積りとあり、百七十人の就学者（就学率六十五%）を予測している。

高等科を設置するための必要経費がそれだけ蒿んだためであろうが、収入支出九百二十八円五十銭という額はこれまでの予想を遙かに上廻るもので、どのような根拠により、どのような経過を辿って決められたのであろうか。日誌からも沿革誌からもそれを詳らかにすることはできない。

しかし十六年の学費納入は八百三十一円、支出は七百十一円余でそれより低額であったから、村民の負担は僅かながらも軽減されることになった。

学校の建築も、教員の給料も、学務委員の手当もすべて学区住民の負担によって賄われてきた。教育は民費によるべきことが定められている以上住民の経済負担は当然のことではあるが、これに対して国、県はどれだけの補助を与えていたかというと、里見学校に関する限り年間支出三百円前後の八年、九年、十年に文部省扶助金が七円五銭七厘五毛、九円八銭五厘、七円六十六銭三厘が配布され、十三年、十四年は地方税小学補助金も加算されて十一円九十四銭三厘、十三円五十六銭四厘になった。「貧困子弟ニ配当可致」或いは「教育拡張ノ為」ということであったが、それにしても学校の経費に対しては余りにも少額であって、学校に交付される扶助金、補助金は地方住民の教育的関心を昂揚するため、拘束するための政策的心理的な意味をもつにすぎなかった。

里見学校日誌

日誌に拠りながら明治九年より十六年に至る里見学校の経営の実態を辿ったのであるが、当時の学校経営の主体は正に学区住民の手にあったということが明白である。当時国も県も制度を定め施行するが、村の学校のためにはそのための経済的措置を構じはしなかった。学校の建築も維持も、そのための財源も村民は自分たちの力で求め積み上げていかなければならなかつたのである。